

第1回理事会議事録

令和6年6月13日（木）13:30～15:22

広島県PTA連合会事務局

（定数確認）

会則第39条により、理事の出席者数11名、委任状6名、計17名で、理事2分の1以上の出席となり、理事会は成立。

1 開会 会長挨拶

2 日程説明

10:00～ 三役会

13:30～ 理事会

15:00～ 委員会

座長（会長） 司会（磯道副会長） 記録（事務局） 議事録署名人（大儀）（益盛）

※会則第40条

※会則第42条

資料 広島県PTA連合会会則

3 自己紹介並びに名簿の確認

（1）役員名簿の確認と自己紹介（P1）

名簿に誤りがないか確認してほしい。誤りがある場合は、県P事務局に申し出てほしい。

（2）関係団体役員について（P2）

関係団体の委員一覧なので、確認しておいていただきたい。

（3）緊急時連絡網（P3）

今後事業を行ううえで、大会等が当日中止等になった場合に、緊急時連絡網を活用することになる。その場合、県P理事が中心になって所属郡市P連内の参加者に連絡していただくことになるので、各郡市P連においても連絡網を作成していただくよう、所属郡市P連事務局と連携しておいていただきたい。

（4）広島県PTA連合会所属委員会について（P4）

理事は、全員、各委員会に所属する。

第1希望ではない方もあるが、記載のと通りの委員会に所属し活動していただく。

理事会終了後に、各委員会に分かれて活動していただき、次回理事会で委員会活動の報告・提案をしていただく。

監事も希望があれば、委員会に参加することができる。ただし、監事の役割上、どこかの委員会に所属すると公平性がなくなるので、所属はできない。あくまでも監査の方は、会計監査を主にしていただく。委員会活動時に会計監査を平行して行うので、委員会には協力する程度になる。

（5）渉外活動・旅費報告書及び旅費計算方法等 別紙1

関係団体の会議に出席された場合には、旅費有無にかかわらず、別紙1の渉外活動・旅費報告書と会議資料を提出していただきたい。様式データが必要な場合は、メール送信するので県P事務局に申し出る。渉外活動・旅費報告書は、その会議に出席したことが分かるように、協議内容・決まったこと等記載していただきたい。

様式データが必要な場合は、メール送信するので県P事務局に申し出ていただく。
旅費は、当月分の渉外活動・旅費報告書が出揃ったら、翌月半ばにまとめて振り込む。

(6) その他

4 報告等

(1) 第72回日本PTA全国研究大会川崎大会について 別紙「第2次案内」参照

- ・第2次案内訂正について (P5～6)

第2次案内に、「子連れ参加もOK」の文言があるが、誤りである。第2次案内配布後に、日本PTA全国協議会と大会実行委員会から訂正お詫び文が県Pに届いた。

- ・全国大会参加について (募集について 申し込みについて)

各郡市P連には5月9日付けで、参加についての文書を送付済で、郡市P連から県Pへの申込締切は6月14日(金)である。

県P理事・監事が参加される場合も、所属郡市P連をとおして期日までに申込並びに参加費や旅行代金を振り込んでいただく。

(2) 令和6年度定例総会

予算のところで、代議員から貴重な意見をいただいたことの確認

- ・団体保険の見直しをお願い
- ・会費値下げの検討をお願い

(結論)

県P事務局で経費の見直しも含め精査して、理事会での検討資料として提出できるようにする。

(3) 令和6年度広島県PTA連合会 会長研修会アンケート集計結果 別紙2

参加173名中、14件の回答があった。アンケートはGoogleフォームを活用した。

回覧 分科会グループディスカッション記録と当日の様子写真

次年度講師選定をする時に、アンケート結果を考慮する。

5 協議事項

(1) 経過報告・今後の予定 (P7)

(2) 理事会のあり方及び理事・監事の役割 (総会要項会則)

理事会は、基本的に、毎月1回開催し、10時から三役会、13時30分から理事会、委員会を開催している。

理事がやむをえず欠席する場合、議決権はないが代理出席を認めているので、理事会で得た情報を所属郡市P連にきちんと伝えていただけるように連携をとっていただきたい。

理事会でまわす回覧のファイルに、会議の出欠を記入していただく欄を設けているので、あらかじめ出欠が分かる場合は記入しておいていただきたい。毎回、理事会要項に次回理事会等の案内を添付しているため、理事が欠席される場合やWEB参加される場合は、案内の下にある出欠回答票の委任状欄に署名したものを県P事務局に提出していただきたい。

監事は、年4回の会計監査の他に、議決権はないが可能な限り理事会にも出席していただき、監査をしていただくうえで、事業内容等も知っておいていただく。

県P会則第9条も頭に入れておいていただきたい。

県P会則第40条では理事会の議長は会長となっているが、慣例により副会長が名簿順に進行を行う。また、第42条に議事録署名人は司会が指名することになっているが、慣例で、理事

の名簿順とする。

(3) 第50回広島県PTA研究大会について (P8)

① 実践発表の団体名・テーマの報告

赤字のとおり報告

- ・ 実践発表は、担当郡市Pの負担になっているという声が届いている。郡市Pの負担にならない方法を検討していく。

② 県P副会長の役割の報告

本日の三役会で決めた役割を報告

(4) 令和7年度定例総会等日程について (P9)

① 令和7年度定例総会

(結論) 次のとおり開催することを、挙手多数により承認。

令和7年6月4日(水)

定例総会 10:00~

会長研修会 13:20~16:50

交流会 17:40~19:40

② 令和7年度評議員会

(結論) 次のとおり開催することを、挙手多数により承認。

令和7年5月13日(火)とする。

総会は最高決議機関、評議員会は総会に次ぐ決議機関である。

(5) 令和7年度広島県PTA連合会 会長研修会並びに交流会について (P10)

講師選定も含めた赤字部分を教育研修委員会で検討を進め、9月理事会までに提案する。

(6) 「楽しい子育て全国キャンペーン」について (P11~12)

7月4日(木) 13時から、県P理事・監事が審査員になり審査を行い、小学生の部、中学生の部、一般の部について各5点を上限に選考する。

(7) 日P調査対象校の選定 (P13) 参考 前回の調査用紙を回覧

今年度は、子どもとメディアに関する意識調査が実施される予定である。日本PTAからまだ依頼がきていないが、ブロックの輪番が決まっている。

今年は、西部②ブロック(江田島市、呉市、豊田・竹原P)担当なので、どの郡市P連が担当するか決めていただく。

(結論)

小学5年生40名とその保護者40名:(呉市P)

中学2年生40名とその保護者40名:(豊田・竹原P)

※担当郡市P連は、対象校について6月末までに県P事務局に報告する。

(8) 日本PTA年次表彰式における被表彰者の推薦について 別紙3

今年度は、例年の日本PTA会長表彰の団体と個人が推薦対象である。

(結論)

団体2と個人2名を選定し、推薦することを挙手多数により承認。

6 連絡事項

(1) 広島県PTA団体保険支払実績表 (P 1 4)

支払実績表は見ておいていただく。

県Pの活動内容のPRにもなるので、会員に対し、行事名、けがの具合、賠償等の一覧を提示し、知ってもらえる方法を検討する。

(2) 7月理事会等の案内 (P 1 5)

7 回覧

(1) 令和4年度日本PTA「子供とメディアに関する意識調査」調査用紙(参考)

(2) 令和5年度日本PTA子ども課題委員会資料「講師一覧」

(3) 令和6年度会長研修会グループディスカッション記録

(4) 令和6年度日本PTA定時総会要項

(5) 広島県PTA連合会決算報告書(税理士法人作成 税務署提出)

8 配布資料等

(1) 広島県PTA連合会創立75周年記念誌「あゆみ」

※創立75周年記念受賞者は、郡市P連経由で発送

(2) 第71回日本PTA全国研究大会川崎大会第2次案内

(3) ダメ。ゼッター。(薬物乱用防止冊子)

9 その他

10 閉会 (名古屋副会長) 挨拶